

## 第 3 次岐阜県廃棄物処理計画の概要について

### 1 計画の概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 に基づく法定計画であり
- 計画期間は 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）

### 2 策定までの主な経緯

- 令和 2 年 3 月 19 日開催の岐阜県環境審議会に諮問後、当審議会からの付託を受けた廃棄物・リサイクル部会において計画案を審議（全 4 回）
- 令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月にかけて、市町村等への意見照会及びパブリック・コメントを実施
- 令和 3 年 2 月 3 日開催の岐阜県環境審議会において答申

### 3 計画の内容

#### （1）基本方針

「資源循環型社会の形成」

#### （2）施策の柱

- ①廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進
  - ・ごみ減量化の推進
  - ・リサイクルの推進
  - ・一般廃棄物の適正処理の推進
  - ・産業廃棄物の適正処理の推進
  - ・有害廃棄物の適正処理の推進
- ②美しい生活環境の保全
  - ・不法投棄等の不適正処理対策の徹底
  - ・街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進
- ③災害・感染症・気候変動への備え
  - ・災害廃棄物処理対策の推進
  - ・感染症対策の推進
  - ・気候変動への対応

#### 【重点分野（新たな課題への対応）】

- ・プラスチックごみの削減
- ・食品廃棄物削減の推進
- ・各主体との連携強化

#### （3）廃棄物の減量化の目標

<一般廃棄物>

	令和 12 年度目標
排出量	548 千トン
再生利用量	159 千トン
最終処分量	37 千トン

<産業廃棄物>

	令和 12 年度目標
発生量	3,677 千トン
資源化量	2,059 千トン
最終処分量	105 千トン